

平成 26 年度
第 1 回（仮称）野津原中学校区適正配置地域協議会

日時：平成 26 年 5 月 21 日（水）

19：00～

場所：野津原市民センター大会議室

- I 開会のことば
- II 出席者自己紹介
- III 大分市立小中学校適正配置基本計画と平成 25 年度の実施について
- IV （仮称）野津原中学校区適正配置地域協議会規約（案）について
- V 会長、副会長の選出
- VI 会長・副会長あいさつ
- VII 議事
 - 1 地域協議会について
 - 2 その他

Ⅶ 議事

1 地域協議会について

(1) 会議の傍聴に関する要領について

(2) 運営について

○ 会 場

○ 時間帯

(3) 事務について

○ 情報提供

○ 開催案内

(4) 今後の協議内容と進め方について

2 その他

(1) 第 2 回地域協議会の開催について

野津原中学校区適正配置地域協議会委員一覧

(敬称略)

校 区 等	氏 名	役 職 等
野津原中学校	太田 宗一郎	野津原中学校 PTA 会長
	小出 綾美	野津原中学校 PTA 副会長
野津原東部小学校	分藤 靖弘	自治委員連絡協議会東部校区会長
	森田 武士	野津原東部小学校 PTA 会長
	廣末 恵子	野津原東部小学校 PTA 副会長
	波多野 徹	保護者
	山名 浩	保護者
	上杉 博子	保護者
野津原中部小学校	佐藤 克治	自治委員連絡協議会中部校区会長
	中村 秀一	野津原中部小学校 PTA 会長
	佐藤 雅敏	野津原中部小学校 PTA 副会長
	小出 智美	野津原中部小学校 PTA 副会長
	野上 三千代	保護者
	国武 愛	保護者
野津原西部小学校	秦 雅敏	自治委員連絡協議会西部校区会長
	岡村 敏弘	野津原西部小学校 PTA 会長
	河野 由佳	野津原西部小学校 PTA 副会長
	後藤 まゆみ	保護者
	佐藤 由美	保護者
	河野 洋子	保護者
今市小学校	秋吉 和行	自治委員連絡協議会今市校区会長
	佐藤 文治	自治委員連絡協議会今市校区副会長
専門委員	池田 博光	野津原中学校長
	熊谷 和世	野津原東部小学校長
	田邊 久也	野津原中部小学校長
	嶋田 哲彦	野津原西部小学校長
	天野 秀幸	野津原支所長
	御手洗 功	学校教育課長
	池辺 誠	学校施設課長
	奈須 寿郎	教育企画課長

大分市立小中学校適正配置基本計画（抜粋）

平成24年3月

大分市教育委員

第1章 基本計画の概要

1 基本計画策定の趣旨

本市における小中学校の適正配置に関する教育委員会の基本的な考え方や方向性を示し、その取組を計画的に進めるため、基本計画を策定します。

2 適正配置の必要性

少子高齢化の進行に加え、人口減少社会が到来し、教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大分市の子どもたちが夢と希望と志をもち、輝かしい未来に向け、心豊かでたくましく生き抜く力を身に付けられるよう「大分市教育ビジョン」に示す方向性に沿って、市民とともにより良い教育環境の整備を図ることは、本市教育行政に課せられた使命であります。

こうした中、本市では、小中学校 9か年を見通した一貫性のある教育を展開することにより、確かな学力の向上、心の教育の充実、健やかな体の育成をバランスよく推進し、創意工夫を生かした特色ある学校づくりに取り組み、一定の成果が現れつつあります。

もとより、子どもは学校、家庭及び地域社会の中で他の子どもたちと出会い、競い合い、支え励まし合う中で、高め合いながら、社会性や豊かな人間性を身につけるものです。特に、学校は、多くの子どもたちが集い、集団の機能を生かした教育活動を日常的に実践する中で、生きる力の効果的な育成を図る場であり、子どもたちの教育環境について考えるとき、学校において、こうした出会いや多様な集団活動の機会を保障するため、クラス替えが可能な標準規模の学校をできるだけ適正に配置することが望ましいと考えられます。

しかしながら、本市には、異学年で 1学級を編制する複式学級のある小学校が現在 6校あり、こうした過小規模の学校では、一人一人を大切にしたいきめ細かな教育が実践されているものの、その一方で、多様な集団活動を実践することは困難であるなど、学校や地域の努力だけでは解決しない課題も生じています。さらに、本市の 0歳から 14歳までの年少人口は、今後とも減少すると見込まれるところでもあり、こうした地域における教育環境はどうあるべきか検討する時期を迎えています。

また、本市では、人口急増期に新築・増築した多くの校舎が今後 20年間で次々と建て替え時期を迎えることとなりますが、とりわけ、建て替えが必要となる複数の学校が近接する地域において、新たな学校づくりをどのように進めればよいか、限られた教育予算の効率的な運用といった観点にも立って検討すべき時期が間近に迫っています。

このようなことから、本市教育委員会では、現在及び将来の子どもたちにとって、より豊かな教育環境を創造することを第一義に、保護者や地域住民の方々とともに十分に協議を行いながら、本市の実情に応じた望ましい小中学校の適正配置を実施する必要があると考えます。

3 基本計画の期間

基本計画の期間は、平成 24年度から平成 33年度までの 10年とします。

第2章 本市の現状と課題

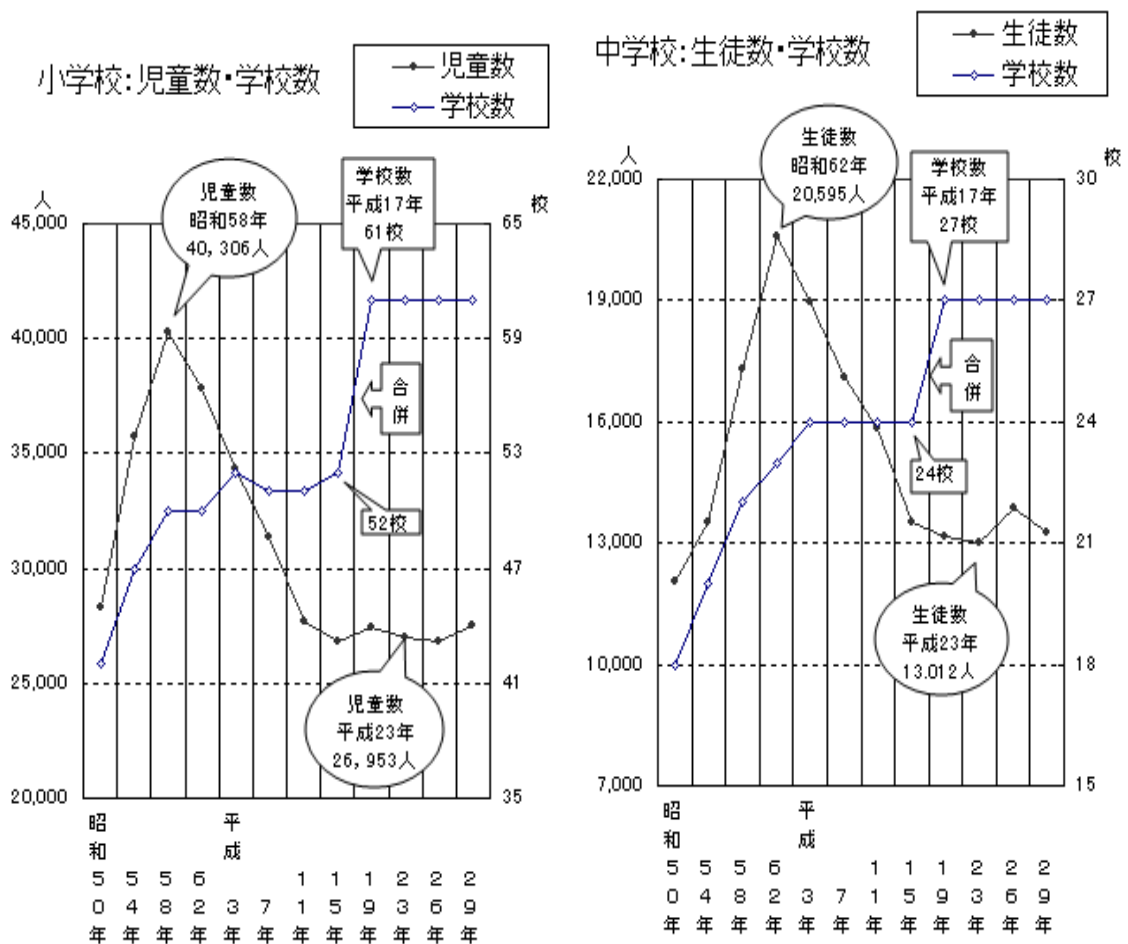
1 児童生徒数と学校数の推移

本市の小学校の児童数は、昭和58年の40,306人をピークに減少を続け、平成23年にはピーク時の約67%に当たる26,953人となっています。

また、中学校の生徒数については、昭和62年の20,595人をピークに減少を続け、平成23年にはピーク時の約63%に当たる13,012人となっています。

なお、児童生徒数のピーク時から現在に至るまでの間、市町合併や大規模校の分離新設等により、小学校の数は50校から61校に、中学校は23校から27校にそれぞれ増加しています。

(平成23年5月1日現在)



*平成17年1月1日市町合併

さらに、過去に大型団地として開発され、児童生徒数が急増したものの、高齢化が進んだ地域や周辺地域などでは、小規模化した学校が増加する一方、大規模な宅地開発や土地区画整理事業などにより住宅地としての土地利用が進んでいる一部地域などでは、児童生徒数が急激に増加し、大規模化している学校も見られる状況です。

第4章 適正配置の進め方

1 優先順位の決定

本基本計画の対象 6 中学校区には、複式学級編制の過小規模校となっている小学校又は校舎の建築経過年数が 50年以上の小学校が含まれており、可能な限り早期に教育環境の充実が望まれます。

その中でも、校舎の建築経過年数が 50年以上の小学校については、今後改築等が必要になることから、優先して協議を始めます。

また、過小規模校のある 5 中学校区の中には、平成 23年 1月から市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている小学校区があり、地域によって状況が異なることから、優先順位を決めて協議を始め、平成 33年度までの 10年間で、適正配置の取組を進めます。

優先順位 1・・・校舎の建築経過年数が 50年以上の複数の小学校を含む中学校区

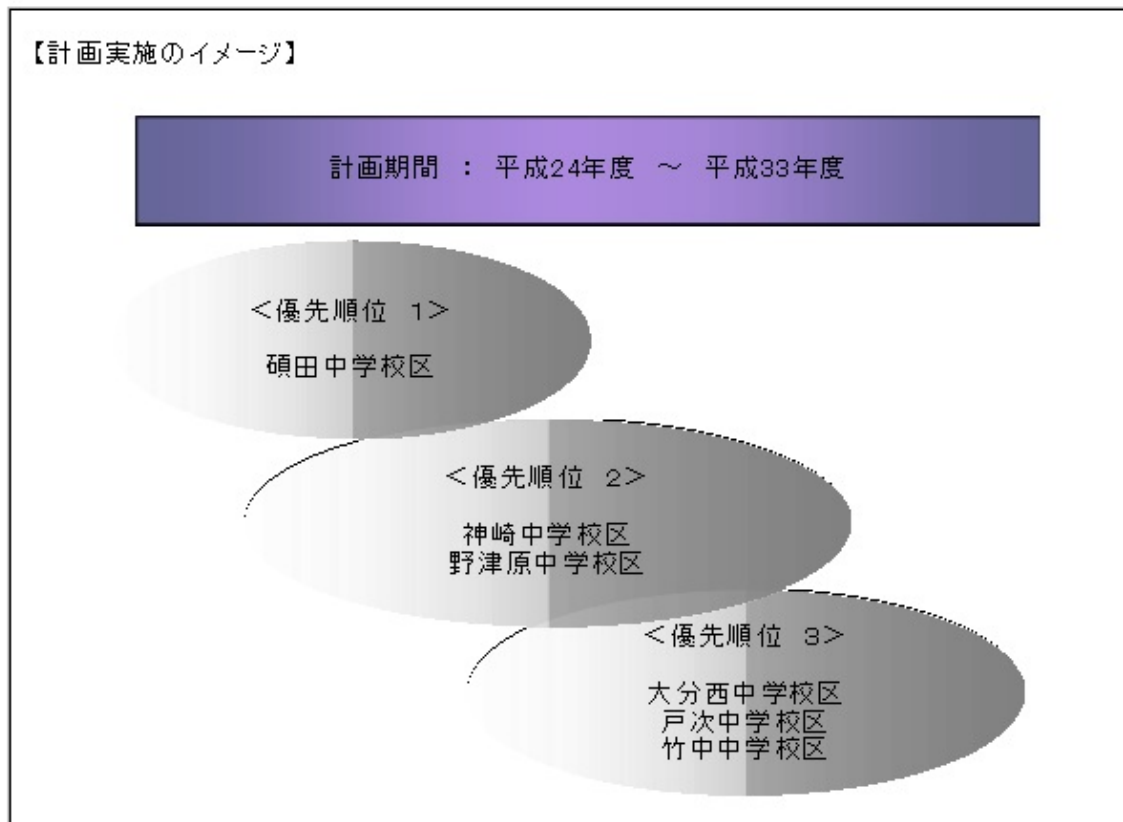
碩田中学校区

優先順位 2・・・過小規模校を含み、対象校が 3校以上ある中学校区

神崎中学校区、野津原中学校区

優先順位 3・・・現在小規模特認校に指定されている小学校を含むか、又は市街化調整区域における土地利用規制の緩和が実施されている中学校区

大分西中学校区、戸次中学校区、竹中中学校区



2 個別の実施計画の策定

学校の適正配置は、児童生徒や保護者、地域住民の方々にとって、日常生活や地域づくりにも大きく影響する問題です。このようなことから、本基本計画をもとに、関係者の意見を十分に聞く機会を設け、協議を重ねながら合意形成に努めたうえで、適正配置を実施するにあたっては、対象校区ごとに適正配置の具体的な内容や方法などを明記した個別の実施計画を策定します。

3 地域協議会等の設置

個別の実施計画の具体的な検討にあたっては、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などで構成する地域協議会等を設置し、地域における合意形成を図りながら進めます。

また、地域協議会等では、適正配置の意義、校区の現状や将来の姿のほか、考えられる方策などについても、説明を行うとともに、十分な意見交換を行いながら進めます。

4 地域協議における基本姿勢

(1) 児童生徒への配慮

学校統合により適正配置を実施する場合は、統合前から学校間の交流活動を計画的に行うなど、統合後の教育活動や学校運営が円滑に移行できるよう、十分な準備期間と配慮のもとに進めます。

(2) 通学の安全確保と支援

適正配置の実施により、通学距離や通学時間が基準を超える場合は、児童生徒への負担軽減に配慮するとともに、保護者や地域住民の方々の意見も伺いながら地域の実情に応じて、通学方法や支援について検討します。

また、通学路の変更が生じる場合についても、学校や保護者、関係機関とも十分協議し、通学路の安全確保に努めます。

(3) 地域コミュニティの確保

学校は教育施設であるとともに、地域コミュニティの核となる施設でもあることから、新校舎を建築する際は、地域住民の方々が必要とする機能についても協議し、地域のシンボリックな存在となるよう検討します。

また、統合による適正配置が実施され、地域から学校がなくなる場合には、地域住民の繋がりが弱くなり、過疎化に拍車がかかるのではないかと懸念等もあります。地域コミュニティの確保の観点から、地域住民の方々の意向、文化や歴史、伝統などにも十分配慮しながら、統合後の学校施設の有効活用について、地域づくりといった観点にも立ち、関係部局とも連携しながら検討します。

なお、自治会活動については、現状の体制を維持していくことを基本とするとともに、新たな学校区における地域との関係づくりにも配慮しながら、地域住民の方々と協議します。

(4) 防災機能の確保

学校は、非常災害時の避難場所ともなっていることから、現在、学校施設の安全性を確保するため、耐震化の取組を計画的に進めています。適正配置ともなっていて、新校舎を建築する際や統合を行った場合などには、避難場所としての機能に加え、緊急用物資の備蓄倉庫の整備など防災機能の充実についても、本市地域防災計画や各校区における取組にも留意しながら、地域住民の方々の意向に十分配慮し、検討します。

(5) 情報の提供

学校の適正配置に係る情報は、児童生徒や保護者、地域住民の方々にとって重要な情報です。

このため、これまでも本市のホームページなどを通じて情報の提供に努めてきましたが、今後とも一層適正配置に係る内容について、保護者をはじめ広く地域住民の方々に広報するなど、積極的な情報の提供に努めます。

【 野津原中学校区 】

①校区の概要

野津原中学校区は、野津原東部小学校、野津原中部小学校、野津原西部小学校、今市小学校の 4 校から形成されています。

野津原中学校は、平成 26 年に今市中学校を統合し、現在に至っています。今市小学校は、平成 21 年度より休校しており、24 年度についても休校の継続が決定されています。

野津原東部小学校は小規模校、野津原中部小学校、野津原西部小学校は過小規模校、今市小学校は休校中です。また、野津原中学校も過小規模校であるため、適正配置の検討を行います。

②目指すべき方向性と具体的方策

野津原中部小学校、野津原西部小学校（今市小を含む）の 2 小学校を野津原東部小学校に統合し、野津原中学校との小中一貫教育の充実を図ります

- 野津原東部小学校への統合により、野津原中学校区は 1 小学校・1 中学校となり、小中一貫教育の充実を検討します。
- 統合後の野津原東部小学校は、野津原中部小学校、野津原西部小学校（今市小を含む）を含めた、3 校の自然環境を生かした特色ある教育活動が展開されるよう、学校、保護者、地域住民の方々と検討します。
- 野津原中部小学校、野津原西部小学校は、統合により通学距離が長くなるため、実情に応じて通学の支援について検討します。

③実施時期等

児童数の推移等を見極めながら、平成 30 年度頃までの実施を目指します。その際、3 つの小学校が対象となっていることから、段階的に統合することについても検討します。

○ 児童数及び学級数の推移

番号	年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	135	6	131	6	132	6	133	6	113	6	111	6	101	6

○ 年度別 児童数及び学級数の推移

番号	H26	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	21	1	18	1	33	1	18	1	17	1	28	1	135	6	0	0	135	6

番号	H27	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	24	1	21	1	18	1	33	1	18	1	17	1	131	6	0	0	131	6

番号	H28	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	18	1	24	1	21	1	18	1	33	1	18	1	132	6	0	0	132	6

番号	H29	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	19	1	18	1	24	1	21	1	18	1	33	1	133	6	0	0	133	6

番号	H30	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	13	1	19	1	18	1	24	1	21	1	18	1	113	6	0	0	113	6

番号	H31	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	16	1	13	1	19	1	18	1	24	1	21	1	111	6	0	0	111	6

番号	H32	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
58	野津原東部小	11	1	16	1	13	1	19	1	18	1	24	1	101	6	0	0	101	6

○ 児童数及び学級数の推移

番号	年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	45	6	47	5	37	5	38	4	36	4	31	5	31	4

○ 年度別 児童数及び学級数の推移

番号	H26	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	7	1	7	1	8	1	8	1	11	1	4	1	45	6	0	0	45	6

番号	H27	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	6	1	7		7	1	8	1	8	1	11	1	47	5	0	0	47	5

番号	H28	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	1	1	6		7	1	7	1	8	1	8	1	37	5	0	0	37	5

番号	H29	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	9	1	1		6	1	7		7	1	8	1	38	4	0	0	38	4

番号	H30	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	6	1	9		1	1	6		7	1	7	1	36	4	0	0	36	4

番号	H31	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	2	1	6	1	9	1	1		6	1	7	1	31	5	0	0	31	5

番号	H32	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	7	1	2		6	1	9		1	1	6	1	31	4	0	0	31	4

○ 児童数及び学級数の推移

番号	年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	45	6	47	5	37	5	38	4	36	4	31	5	31	4

○ 年度別 児童数及び学級数の推移

番号	H26	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	7	1	7	1	8	1	8	1	11	1	4	1	45	6	0	0	45	6

番号	H27	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	6	1	7		7	1	8	1	8	1	11	1	47	5	0	0	47	5

番号	H28	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	1	1	6		7	1	7	1	8	1	8	1	37	5	0	0	37	5

番号	H29	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	9	1	1		6	1	7		7	1	8	1	38	4	0	0	38	4

番号	H30	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	6	1	9		1	1	6		7	1	7	1	36	4	0	0	36	4

番号	H31	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	2	1	6	1	9	1	1		6	1	7	1	31	5	0	0	31	5

番号	H32	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
59	野津原中部小	7	1	2		6	1	9		1	1	6	1	31	4	0	0	31	4

○ 児童数及び学級数の推移

番号	年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	14	3	12	3	12	3	13	4	15	4	16	4	14	4

○ 年度別 児童数及び学級数の推移

番号	H26	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	5	1	1		2	1	0		3		3	1	14	3	0	0	14	3

番号	H27	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	1	1	5		1	1	2		0		3	1	12	3	0	0	12	3

番号	H28	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	3	1	1		5	1	1		2	1	0		12	3	0	0	12	3

番号	H29	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	1	1	3		1	1	5		1	1	2	1	13	4	0	0	13	4

番号	H30	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	4	1	1		3	1	1		5	1	1	1	15	4	0	0	15	4

番号	H31	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	2	1	4		1	1	3		1	1	5	1	16	4	0	0	16	4

番号	H32	1年		2年		3年		4年		5年		6年		小計		特別支援		合計	
	学校名	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級
60	野津原西部小	3	1	2		4	1	1		3	1	1	1	14	4	0	0	14	4

○ 生徒数及び学級数の推移

番号	年度	H26		H27		H28		H29		H30		H31		H32	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	62	4	70	4	93	4	93	4	101	5	96	5	103	5

○ 年度別 生徒数及び学級数の推移

番号	H26	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	26	1	8	1	27	1	61	3	1	1	62	4

番号	H27	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	35	1	26	1	8	1	69	3	1	1	70	4

番号	H28	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	31	1	35	1	26	1	92	3	1	1	93	4

番号	H29	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	26	1	31	1	35	1	92	3	1	1	93	4

番号	H30	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	43	2	26	1	31	1	100	4	1	1	101	5

番号	H31	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	26	1	43	2	26	1	95	4	1	1	96	5

番号	H32	1年		2年		3年		小計		特別支援		合計	
	学校名	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級
28	野津原中	33	1	26	1	43	2	102	4	1	1	103	5

平成25年度 小中学校適正配置に係る野津原中学校区の取組

6 / 5 第1回 (仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会設立準備会

- 1 世話人あいさつ
- 2 基本計画の説明
- 3 協議事項
 - (1) 名称
 - (2) 組織(構成員)及び規模
 - (3) 協議会開催の今後の日程
 - (4) 規約の制定
 - (5) その他

7 / 23 第2回 (仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会設立準備会

- 1 地域協議会規約について
- 2 組織(構成員)について
- 3 役員について
- 4 今後の日程について
 - (1) 統合の時期について
 - (2) 次回の開催について

8 / 27 野津原地区自治委員連絡協議会への説明
野津原支所 野津原地区自治委員：32名

9 / 25 野津原中部小学校区説明会
野津原中部小学校・体育館 参加者：21名

10 / 4 野津原東部小学校区説明会
野津原公民館・集会室 参加者：31名

10 / 18 野津原西部小学校区・今市小学校区説明会
野津原西部小学校・体育館 参加者：31名

10 / 31 第3回 (仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会設立準備会

- 1 3小学校区の説明会について
- 2 組織(構成員)について
- 3 今後の日程について
 - (1) 統合の時期について
 - (2) 次回の開催について
- 4 その他

大分市立小中学校適正配置基本計画に係る野津原中学校区説明会
(野津原中部小学校区)

日 時：平成 25年 9月 25日 (水) 19:00 ~ 20:30
会場等：野津原中部小学校・体育館 参加者 21名

<意見・要望・質問>

小学校の建て替え時期について。将来、東部小学校に統合されたら、東部小学校自体が建て替えになるのか。それとも、小中一貫も考えて、東部小学校だけではなく野津原中学校も建て替えるのか。

- 野津原中学校を将来的に隣の中学校と統合することを行政は考えているのか。
- もし野津原中学校区の子どもの数が増えた場合は、この計画はどうなるのか。
- 登下校の際、通学距離が遠くなると心配である。親が送っていくのか、通学のバスを用意するのか、いい例があればどういう風に考えているのか教えてほしい。また、遠距離通学の補助はどうなっているか。
- 野津原中学校と今市中学校が統合するとき、今市校区では通学を全額補助するという契約書も交わしていると思う。今も自治体で行われていると思うが、どうなのか。
- 東部小学校との統合となっているが、中学校に進学する際、坂を上るのが面倒だからという理由で植田中に通う生徒が多数いるという話を聞いている。このような実状の中での統合が適正なのか。そういう実状があるのを知った上での適正配置の提案なのか。
- 野津原中学校自体が過少規模校で、クラブ活動も少ない。それに比べて植田地区の中学校は、クラブ活動等、集団活動の場が広いと思う。そこを含めて、要望としては、野津原にとどまってもらえるような新しいアイデア、ビジョンをつくってもらいたい。
- 野津原東部小学校に統合された場合、野津原東部小学校で起こっている「野津原中学校には行かない」という悪い空気に影響される心配がある。そのため、様々な人が野津原中学校に通えるようにしてほしい。
- 野津原中学校にはやりたい部活がない為に植田中学校に通うという人がいる。教育委員会に指導者を積極的につくってほしい。
- 小学校の統合となった場合、人数が多い学校に統合するというのが基本なのか。
- 統合した場合の学校名はどうなるのか。

- 生徒数の表を見ると、野津原中学校は平成 30年あたりで 100 人未満、しかし小学校 3 校の合計は約 150 人であると思うが、野津原中学校以外に行くということの定数などが分かっているのか。
- 段階的に統合することについて。段階的というのは、中部と西部が 30年までに東部と統合する。そうではなくて、30年までに段階の途中において 2 校がまず統合して、最終的には 3 校が一緒になったという段階的なのか。段階的というのは、30年以降も段階的に統合が続くということもあり得るのか。
- 通学の距離が長いと、道中で家族や先生も目が届かないときに事故が起きないか心配。
- 市外の学校ではスクールバスは朝の時間は合うが、帰りは部活や生徒会で時間がバラバラになり、スクールバスが利用できず、結局は親が迎えに行っている実状がある。通学方法や支援について具体的に分かれば教えてほしい。
- 統合になった場合、野津原中部小校区でも、野津原東部小まで距離が遠くない場合には補助はないのか。
- 今後、地域協議会をいつからするのか。最終的に実施計画ができた後の内容の周知の方法について。
- 地域協議会が設立した場合、地域協議会で基本計画の目指すべき方向に話を進めていくのか。話していく中で方向転換できるのか。
- 地域協議会のメンバー構成について。
- 人数だけではなく、グラウンドの広さなど、インフラも含めた上で検討して東部小に統合という方向性が出ているのか。
- 校舎の建て替えは統合によって考えていくのか。
- 次回この規模での説明会はいつするのか。

大分市立小中学校適正配置基本計画に係る野津原中学校区説明会
(野津原東部小学校区)

日 時：平成25年10月4日(金) 19:00～20:30

会場等：野津原公民館集会室 参加者 31名

<意見・要望・質問>

- ・ 小中一貫の型やパターンなどの事例を出してもらえたら分かりやすい。3小学校が統合すると広域になり、防犯上の子どもの安全性が課題になると思う。防災の面を考える際のウエイトを、平時で考えるのか、災害時で考えるのか、将来像で考えるのか。以上のような点で、具体的な事例があれば、今後我々に提供してもらいたい。
- ・ 小学校は地域コミュニティの核であり、現在、今市小学校が休校中である観点から今から野津原中部小、野津原西部小校区がどうなっていくのか、教育委員会だけでは分からない話だと思う。市民協働推進課等関係部局がどういう風に考えて地域コミュニティを確保していくのか。
- ・ 現在、野津原西部小学校に今市小校区の子どもが何人通っているのか。地域協議会の構成員に今市小校区の方も入れてもらえるのか。地域協議会のメンバーと人数、開催の期間などを教えてほしい。
- ・ 休校中の今市小学校区も地域協議会の構成員として選ぶことを確認させてもらいたい。地域コミュニティの観点から、野津原は隣接校選択制などで、隣の中学校を選択する実態が生まれていて、小学校どころか中学校までも存続が懸念されているので、野津原の将来を考えて取り組んでもらうための地域協議会を設置して欲しい。
- ・ 野津原中部小学校区の説明会でどういった意見、問題点が出たのか教えてほしい。
- ・ 大分県下で小学校の統合が進んでいるが、佐伯、国東、日田で統合後に地域がどうなっているのか。もしそのときに出た意見等が情報提供してもらえたら有難い。
- ・ 野津原中学校と今市中学校が合併したときに今市中学校の子どもに通学の補助金を出すということにしているが、この問題を遠距離通学の制度に乗せてもらっては困る。遠距離通学は統合しなくてもあるわけで、そういうことではなしに、野津原中部小、野津原西部小学校が通学には困らないようにする。具体的方策はまだ決まっていないと思うが、野津原東部小学校もこれは関係してくる。距離的に言えば、野津原東部小学校区の辻原、福宗一、廻栖野は、野津原中部小学校区の竹の内、矢ノ原よりも遠い野津原東部小も考えなければならないこともあるので、考えておいてもらいたい。
- ・ 野津原中学校の部活をしている今市から通っている生徒は、今市行きバスは限られるので、部活を途中で抜けてバスの時間に間に合わせているなどの現状がある。スクールバスを出す段階で、低学年と高学年の終業時間の違いや、学校行事の前後の居残りなど、バスで帰らせたいけれどもバスがない等、帰りたくても帰れない状況が出てく

と思う。ジャンボタクシーとか工夫をして、子ども達がやりたいことや皆と同じにしなければならないことが、妨げられるようだったら何のためか分からないので、十分考慮してもらいたい。

- 野津原は広く、人通りが全くなく、街灯もない。距離ではなく、危険なところも含めて、通学を何か支援できるような形にしてもらいたい。地域協議会の中では議論がされると思うが、広く意見を募集するというところで、地域協議会に参加できない方からの意見をどういう風に吸い上げるのか。統合に関してのスケジュールは具体的にいつ頃出てくるのか。
- 地域コミュニティ関係の意見。碩田中学校区の話が出ているが、都市部の校区の小学校の統合と過疎地の統合は全然違う。地域協議会の構成メンバーは地元のPTAとか自治会とかそれぞれにまかせる話があったが、行政当局の関わり方は、教育委員会だけではなく、関係部局の担当者もこの地域協議会に入るべきだ。地域協議会は、小学校の統合だけではなく、地域づくり全体を考えていくような会にしないといけないのではないか。
- 小中一貫教育とはどういうことか。賀来がしているようなことか。具体的な成果は、どういったものがあるか。
- 今、野津原の中で一番教育問題で話題になっているのは、隣接校選択制と学区外就学の問題が深刻である。野津原中学校への入学者が激減していて、保護者の中でもかなり戸惑いがある。そして子どもの中でも、中学校どこに行くのという話題になる現状がある。この点を踏まえて、元々、隣接校選択制、学区外就学の制度を設けた根本的な理由を教えてください。

大分市立小中学校適正配置基本計画に係る野津原中学校区説明会
(野津原西部小学校区・今市小学校区)

日 時：平成 25年10月18日(金) 19:00 ~ 20:30

会場等：野津原西部小学校・体育館 参加者31名

<意見・要望・質問>

- ・ 今市小、野津原西部小、野津原中部小を野津原東部小に統合するということなのか。また段階的に統合するということはどういうことなのか
- ・ 統合先を野津原東部小に決めた理由を知りたい。
- ・ 野津原地区は東西 15キロある。人数の多いところに統合するのはなぜか。
- ・ 学校は地域コミュニティの核である。小規模校では、高齢者を大事にする優しい気持ちを持った子が多い。適正配置ということで 1校にまとめるのには反対である。
- ・ 「協議」と言っ、意見を聞いて終わりなのではないか。統合するのに段階的などありえない。「教育は人数が多ければ多いほどいい。」というのは安上がりの行政を推し進めているだけではないか。本当の人づくりとかいうことについて考えているのか。
- ・ 野津原西部小は人数が少ないので、スポーツは、Nスポなど違うところで行っている。だから、大きいところ小さいところ関係ない。それを適正化とって 1つにまとめようとするのは、行政の予算の効率化を図るためにする気がする。段階的統合は絶対反対である。
- ・ 適正配置は教育委員会が決めたことではなくて、行政が決めたことではないのか。行政はその地域の住民あつての行政ということ。であれば、地域の意見をまともに聞いていないのではないかと思う。野津原は東西に距離が長いから、真ん中で統合するのは常識なのではないか。
- ・ 野津原も賀来のように小中一貫にすればどこからも不平がない。小中一貫が不可能であれば、野津原の真ん中に統合するのが当たり前。通学は重要で、もしなにか事故があれば教育委員会は責任をとれるのか。一人でも子どもがいればその小学校区の学校に子どもを通わせるべき。統合するならば、小中一貫の学校を作ってほしい。

- ・ 来年 1 年生の子どもがいる。段階的な統合をしてしまうと、最初は野津原西部小学校、途中で野津原中部小学校、卒業するときは野津原東部小学校となる。これは、小学校 6 年間に 3 回学校が変わってしまうことになり、子どもの気持ちはどうなるのか不安である。また、各小学校とも違う面があり、西部小であれば、西部っこ祭り、東部小であればふれあい祭りなど、そういう面でも違う。また今市小の子どもたちが野津原西部小に転校して来たときも、最初は今市小の体操服を着ていたけれど、最後は西部小の体操服を着ていたが、そういう負担はどうなるのか。
- ・ 野津原中部小学校の説明会と、野津原東部小学校の説明会の参加人数は何名であったのか。また適正配置計画の検討委員のメンバーはどういう人たちで、何人いたのか。
- ・ 野津原東部小学校は本当に自然環境がいいのか。先日、10トンや20トンの大きなトラックで産業廃棄物を市外から持ってきているのを見た。その点を検討委員の方が検討されたのかどうか疑問である。
- ・ 今年の 4 月、野津原東部小学校の 6 年生は 2 名しか野津原中学校に入学していない。東部小学校の風潮として、植田に行くという流れができています。そういうなかに、野津原西部小や野津原中部小や今市小の児童が行けば、それに影響されて植田地区に流れていく雰囲気になるのではないかと。そうなった結果、野津原中学校への入学者が少なくなり、野津原中学校もどこかに統合しなければならないという懸念がある。
- ・ 小中一貫の連携型、併設型などを分かりやすく説明してほしい。
- ・ 低地から高台に住居を動かす人が多い中で、小学校を高台から低地にというのは今は流行らない。できることなら、大事な子どもを守るために高台にしてほしい。
- ・ 中学校の敷地の中に小学校を作って、9 年間で併設型の小中一貫教育をやるのがなぜできないのか。
- ・ 子どもたちは「統廃合すれば新しい学校に行けるのだ」と夢と希望を本来は持つのだが、今回（の適正配置の基本計画には）そういう考えはないようである。3 校が 1 校になるということは教師の人員費がそれだけかからなくなり、そうすれば、10 年間ぐらいで校舎の建設費にあてられるくらいの予算的な措置ができるのではないかと。それだけの投資をすれば 3 校が 1 校になるのに、人員費がそれぞれ絡んでつくわけだから、その分は子どもたちのために使ったほうが子どもたちは喜ぶ。それくらいの配慮はなかったのか。統廃合するくらいならば、新校舎を建ててあげたいというのが地域の願い。

- ・ 33年までの10年間に統廃合するという計画であるが、野津原東部小学校はあと10年経てば建築年数が50年で結局建て替えということになる。それであれば、東部小学校を建て替えるときに統廃合するという形には持っていないのか。
- ・ 隣接校選択制における教育委員会の定義と導入の経緯を教えてください。
- ・ 今市小校区の方が野津原西部小と野津原中部小を飛び越えて野津原東部小に行っている。教育委員会はその人数を把握しているか。
- ・ 小学校が統合したら、親の仕事の関係などの都合で今の人数よりもっと多くの方が植田に行くと思う。隣接校選択制の話はどこからでてきたのか。地域は地域として子どもを守る役目がある。保護者も子どもを自分と同じ母校にやりたいという思いがあったと思う。このようなことを把握しているのか。
- ・ 統合すれば通学距離が長くなるので、通学の支援について、すでに検討されているのか。今市小の子どもが野津原西部小や野津原中部小や野津原東部小に行っていると思うが、その支援はどういう形になっているのか。また、在校生の保護者の意見は聞いたことがあるのか。
- ・ 先日PTAの会議の中で保護者の意見を聞いたところ、まず統合に関しては、「段階的な統合はやめてほしい、するのであれば3校同時にしてほしい」という意見や、隣接校に対する不満があった。市議会でも、市民の方のご意見が出ているから、今後大分市にどういう方向性を示していただけるか、市議会の動向もこちらとしても見ていきたい。いくら隣接校を廃止しても、抜け道を作って違う学校に行く人が出てくると思う。地域の方からは地域を守るためという意見が出ているが、今の保護者にそういう意識があるか疑問である。保護者の意識改革もしていくべきではないか。
- ・ 今、上の子が小学校にバスで行っている。中部とかであれば本数があるが、西部小は本数が少ない。教育委員会が大分バスなどに掛け合って、本数を増やすとかの対応はできないのか。

(仮称) 野津原中学校区適正配置地域協議会規約 (案)

(目的及び構成)

第1条 大分市立小中学校適正配置基本計画の中で、野津原中部小学校、野津原西部小学校（今市小を含む。）の2小学校を野津原東部小学校に統合することとしている野津原中学校区について、地域としての合意形成を図るため、地域住民の代表者や保護者、学校関係者などにより野津原中学校区適正配置地域協議会（以下「協議会」という。）を構成する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、協議会としての意見を取りまとめ、大分市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に付託する。

- (1) 野津原中学校区における適正配置の目指すべき方向性と具体的方策に関すること。
- (2) 協議会活動の周知及び広報に関すること。
- (3) その他協議会の活動に必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、野津原東部小学校、野津原中部小学校及び野津原西部小学校の各校区代表者6人以内、今市小学校区の住民代表者2人、野津原中学校のPTA関係者2人の委員並びに、野津原東部小学校、野津原中部小学校、野津原西部小学校及び野津原中学校の校長、野津原支所長、教育委員会事務局職員3人以内の専門（アドバイザー）委員（以下「専門委員」という）をもって構成する。

- 2 専門委員は、会長又は委員の求めに応じ、又は主体的に、専門的立場からの説明を行い、意見を述べ、必要な助言をすることができる。
- 3 委員及び専門委員の任期は、発足の日から第5条第6項に定める報告を終了する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長3人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員が会議に出席できない場合、会長は当該委員の申し出により代理の者の出席を認めることができる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会長は、会議における協議の内容について、取りまとめた事項を確認するものとする。
- 6 教育委員会は、第2条に規定する付託事項について、野津原中学校区適正配置に係る個別の実施計画への反映状況を、会長又は協議会に適宜報告するものとする。

7 会議は、公開とする。

8 会議の傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育企画課において処理する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成26年 月 日から施行する。

(仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴に関する要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、(仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会規約第5条第8項の規定により、(仮称)野津原中学校区適正配置地域協議会(以下「協議会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴手続)

第2条 会議の傍聴希望者は、受付において、傍聴希望者受付簿(別紙1)に氏名、居住小学校区を記入するものとする。

- 2 前項の場合において、協議会は、会議の傍聴に関する注意事項(別紙2)を会場に掲示するとともに、記載事項を遵守する旨の同意を求めるものとする。
- 3 協議会は、傍聴の承認をするに当たっては、傍聴希望者受付簿に記入した傍聴希望者の順にこれを行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、協議会は、会場の収容人員に応じて、傍聴希望者を制限することができる。
- 5 協議会は、第3項の規定により、傍聴の承認をしたときは、傍聴者に傍聴承認書(別紙3)を交付するものとする。

(傍聴を承認しない者)

第3条 協議会は、傍聴希望者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴の承認をしないものとする。

- (1) 凶器その他他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者
- (2) 旗、のぼり、プラカード、その他示威行為のために利用すると認められるものを携帯している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は当該会議の協議等を阻害する行為をするおそれがあると認められる者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害すると協議会が認める行為をしないこと。

(遵守事項を守らない場合の措置)

第5条 協議会は、傍聴者が会議を傍聴するに当たり前条の規定による遵守事項を守らないときは、これを注意し、当該傍聴者がなおこれに従わないときは、当該傍聴者を会場から退場させることができる。

(会議資料の提供)

第6条 協議会は、傍聴者に会議資料を配布することにより、傍聴者が会議の内容を理解することが容易となるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年 月 日から実施する。

(別紙1)

傍聴希望者受付簿

平成 年 月 日開催

会場に掲示された注意事項を遵守することに同意します。

受付番号	氏名	居住小学校区	備考

(仮称) 野津原中学校区適正配置地域協議会

(別紙 2)

会議の傍聴に関する注意事項

1 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 談話し、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議の会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議の会場において、撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の協議等を阻害する行為をしないこと。

2 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、事務局員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴するに当たり上記の規定による遵守事項を守らないときは、会場から退場していただく場合があります。

(仮称) 野津原中学校区適正配置地域協議会

(別紙 3)

No. _____

傍聴承認書

第 回 (仮称) 野津原中学校区適正配置地域協議会の会議の傍聴を承認します。

(仮称) 野津原中学校区適正配置地域協議会